

## 中国の地方政府は背水の陣で財源捻出を図る ～財政体制から見た「水増し暴露」の動機

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス .....2

#### 中国の地方政府は背水の陣で財源捻出を図る～財政体制から見た「水増し暴露」の動機.....2

- ◆ 中国の地方政府は2017年の経済成長の実績と2018年の経済成長目標を公開した。天津や内モンゴルの「水増し暴露」の影響で、今年の実績リストは新たな様相を呈している。天津や内モンゴル以外の地域では水増し問題があるのではないかとこの疑問も浮上し、中国経済統計の信頼性を傷つけた。地方政府は自ら水増し行為を暴露することが一見不可解であるが、中国財政体制の深層的な問題から分析すれば、その原因が分かってくる。
- ◆ 天津や内モンゴルが水増しを暴露してまで財源を得ようとする行動から、地方政府の財源捻出のプレッシャーの深刻さが垣間見える。この意味で、地方政府の「水増し暴露」は中国財政体制の問題を極端な形であらわした現象としてとらえることもできる。これをきっかけに、財政体制改革の加速を逆に促進する効果が期待される。財政体制の健全化に向けて、すでに発生した違法起債行為の摘発や債務リスクの防止といった応急政策だけでなく、長期的かつ健全な管理体制を設立し、財政体制、行政体制、金融体制といった面における改革を加速する必要がある。

### 君合の中国法コラム .....8

#### サプライヤーの環境問題がサプライチェーンにもたらす法的リスクについて .....8

- ◆ 中国では、大気(例えば PM2.5)、水、土壌等の環境問題が深刻化していることから、2015年以降、改正環境保護法をはじめとする法整備が急ピッチで進んでいるだけでなく、実務においても、工場閉鎖、一時的な操業停止、制裁金を命じられるケースが急増しており、環境規制に関する取り締まりが強化されている。このような動きの中で、サプライヤーの環境問題がサプライチェーン全体に影響を及ぼすケースが続出している。本文では、具体的な事例を紹介しつつ、環境問題がサプライチェーンに与える法的リスクを分析し、企業側の対応策について検討を行う。

### 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年1月) .....11

## メインピックス

### 中国の地方政府は背水の陣で財源捻出を図る～財政体制から見た「水増し暴露」の動機

中国の地方政府は 2017 年の経済成長の実績と 2018 年の経済成長目標を公開した。天津や内モンゴルの「水増し暴露」の影響で、今年の実績リストは新たな様相を呈している。天津や内モンゴル以外の地域では水増し問題があるのではないかと疑念も浮上し、中国経済統計の信頼性を傷つけた。地方政府は自ら水増し行為を暴露することが一見不可解であるが、中国財政体制の深層的な問題から分析すれば、その原因が分かってくる。

本稿では、中国地方政府の 2017 年の経済成長実績をまとめ、地方政府の成長状況の全貌を紹介したうえで、中国財政体制問題の視点から、地方政府が「自己暴露」に踏み切った動機を分析してみる。

#### I. 2017 年における地方経済成長の成果

##### GDP 成長率からみる地方経済

全国平均成長率との比較を見ると、2017 年中国全国の GDP 成長率は 6.9%であり、22 省の成長率は全国の成長率を超過した。貴州、チベット、雲南の GDP 成長率はそれぞれ 10.2%、10%、9.5%と高い水準を保ち、成長率の上位 3 位となっている。上海の成長率は 6.9%と全国の成長率と横ばいである一方、京津冀(北京・天津・河北)、内モンゴル、甘肅、東北三省(黒龍江・吉林・遼寧)といった 6 省・市の GDP 成長率は全国の成長率を下回った。その中、天津と甘肅の成長率は 3.6%で全国最下位となった。

各省の前年の成長率との比較を見ると、全国 31 省・市の中で、2017 年の GDP 成長率が 2016 年の成長率を超過したのは雲南、四川、陝西、湖南、浙江、山西、上海、黒龍江、遼寧といった 9 つの地域に止まった。

地域別では、東北地域の回復が顕著である。黒龍江、吉林、遼寧といった 3 省の 2017 年の GDP 成長率は 6.4%、5.3%、4.2%であった。その中、遼寧省の成長率は 2016 年のマイナス成長(▲2.5%)から脱却し、成長率は 2016 年と比べて 6.7 ポイント上昇し、2011 年からの連続減速から反転した。

天津と内モンゴルの成長率は「水増し修正<sup>1)</sup>」の影響を受けて成長率は劇的な低下となった。天津の GDP 成長率は 2016 年の 9%から 2017 年の 3.6%まで低下し、成長率は 1989 年以来の最低値となった。内モンゴルは 2016 年の 7.2%から 2017 年の 4%まで低下した。

##### 成長目標の達成状況

31 省のうち、2017 年年初に制定された目標を達成できたのは 23 省であった。年初目標を達成できなかった省はチベット、重慶、福建、吉林、遼寧、内モンゴル、天津、甘肅といった 8 省となっている。各省の政府工作報告が公表した 2018 年の GDP 目標を見ると、21 地域は 2017 年の目標から引き下げており、8 地域は 2017 年と同じ目標を設定している。2018 年の成長目標を 2017 年から引き上げたのは雲南と山西だけである。この 2 省は 2017 年の GDP 成長実績が年初に設定した目標を超えた幅は比較的に大きかったため、2018 年度の経済成長に楽観的であるとみられる。

2017 年、全国平均 GDP 成長率は年初目標の 6.5%を大きく上回り、全国的に景気が好調ではあるものの、多数の地域政府は 2018 年度に向けて慎重的な姿勢を示している。経済成長が「量」から「質」への転換という新たな発展段階に適應するために、GDP 成長率を重視してきた地方政府は政策の方向性を調整し始めて

<sup>1</sup> 2018年1月3日、内モンゴル政府は今までの政府収入と工業付加価値の統計における水増し行為を認め、2016年の一般公共予算収入総額を26.3%下方修正し、2016年の一定規模以上工業付加価値増加値を40%下方修正した。同月、天津市は濱海新区の2016年のGDP増加値を1兆元から6,654億元まで修正したことにより、天津市の2016年のGDP増加値は18.5%下方修正されることになっている。

いることが分かる。

【図表1】各地域の経済成長の実績と目標

順位	地域	2017年GDP実績	2017年GDP目標	2018年GDP目標	目標の変化
1	貴州	10.2%	10%	10%前後	↓
2	チベット	10.0%	11%以上	10%前後	↓
3	雲南	9.5%	8.5%前後	8.50%	↑
4	重慶	9.3%	10%前後	8.5%前後	↓
5	江西	8.9%	8.5%前後	8.5%前後	→
6	安徽	8.5%	8.5%前後	8%以上	↓
7	福建	8.1%	8.5%前後	8.5%前後	→
8	四川	8.1%	7.5%前後	7.5%前後	→
9	湖南	8.0%	8%前後	8%前後	→
10	陝西	8.0%	8%	8%前後	↓
11	浙江	7.8%	7%以上	7%前後	↓
12	湖北	7.8%	8%前後	7.50%	↓
13	河南	7.8%	7.5%前後	7.5%前後	→
14	寧夏	7.8%	8%前後	7.50%	↓
15	新疆	7.6%	7%以上	7%前後	↓
16	広東	7.5%	7%以上	7%前後	↓
17	山東	7.4%	7.5%前後	7%以上	↓
18	広西	7.3%	7.5%前後	7~7.5%	↓
19	青海	7.3%	7.5%前後	7%前後	↓
20	江蘇	7.2%	7~7.5%	7%以上	↓
21	山西	7.0%	5.5%前後	6.50%	↑
22	海南	7.0%	7%以上	7%	↓
23	上海	6.9%	6.5%前後	6.5%前後	→
	全国平均	6.9%	6.5%前後		
24	北京	6.7%	6.5%前後	6.5%前後	→
25	河北	6.7%	7%前後	6.5%前後	↓
26	黒龍江	6.4%	6~6.5%	6%以上	↓
27	吉林	5.3%	7%前後	6%前後	↓
28	遼寧	4.2%	6.5%前後	6.5%前後	→
29	内モンゴル	4.0%	7.5%前後	6.5%前後	↓
30	天津	3.6%	8.0%	5%	↓
31	甘肅	3.6%	7.50%	6%前後	↓

【ご参考】

順位	地域	2016年GDP実績
1	重慶	10.7%
2	貴州	10.5%
3	チベット	10.1%
4	天津	9.1%
5	江西	9.0%
6	雲南	8.7%
7	安徽	8.7%
8	福建	8.4%
9	河南	8.1%
10	湖北	8.1%
11	寧夏	8.1%
12	湖南	8.0%
13	青海	8.0%
14	江蘇	7.8%
15	四川	7.8%
16	山東	7.6%
17	陝西	7.6%
18	甘肅	7.6%
19	新疆	7.6%
20	浙江	7.6%
21	広東	7.5%
22	海南	7.5%
23	広西	7.3%
24	内モンゴル	7.2%
25	吉林	6.9%
26	上海	6.9%
27	河北	6.8%
28	北京	6.8%
	全国平均	6.7%
29	黒龍江	6.1%
30	山西	4.5%
31	遼寧	-2.5%

(出所) 各省・市の統計局と政府工作報告をもとに当行中国調査室作成

(注) 目標の「前後」を±0.3ポイントと理解する場合、赤色が2017年の目標を未達成。

## 「水増し問題」の発覚

2016年、中国国家会計審査署は遼寧の長期に渡った財政収入における水増し行為を指摘した。さらに、この行為は中央政府が遼寧経済情勢に対する把握、遼寧向けの財政移転支払の規模に影響し、地方政府の財力と民生保障能力を損なうことなど、水増し問題がもたらす悪影響の嚴重性を強調した。この指摘を受け、遼寧省政府は2016年の政府工作会議で、2011年から2014年にかけての財政水増し行為を認め、その問題を解決する意志を示した。2017年には、遼寧の経済発展は持ち直し始めている。

2017年12月、中国国家会計審査署は雲南、湖南、吉林、重慶といった4省・市には財政収入の統計で水増し行為があったと指摘し、水増し総額は15億4,900万元に達した。また、江西、陝西、甘肅、湖南、海南といった5省には、地方政府が違法な債務発行行為があり、関連金額は64億3,200万元に達したと指摘し、図表1から分かるように、海南、吉林を除けば、水増し問題、違法起債問題が発覚されたのは、経済成長率の上位10省に集中していることが分かる。

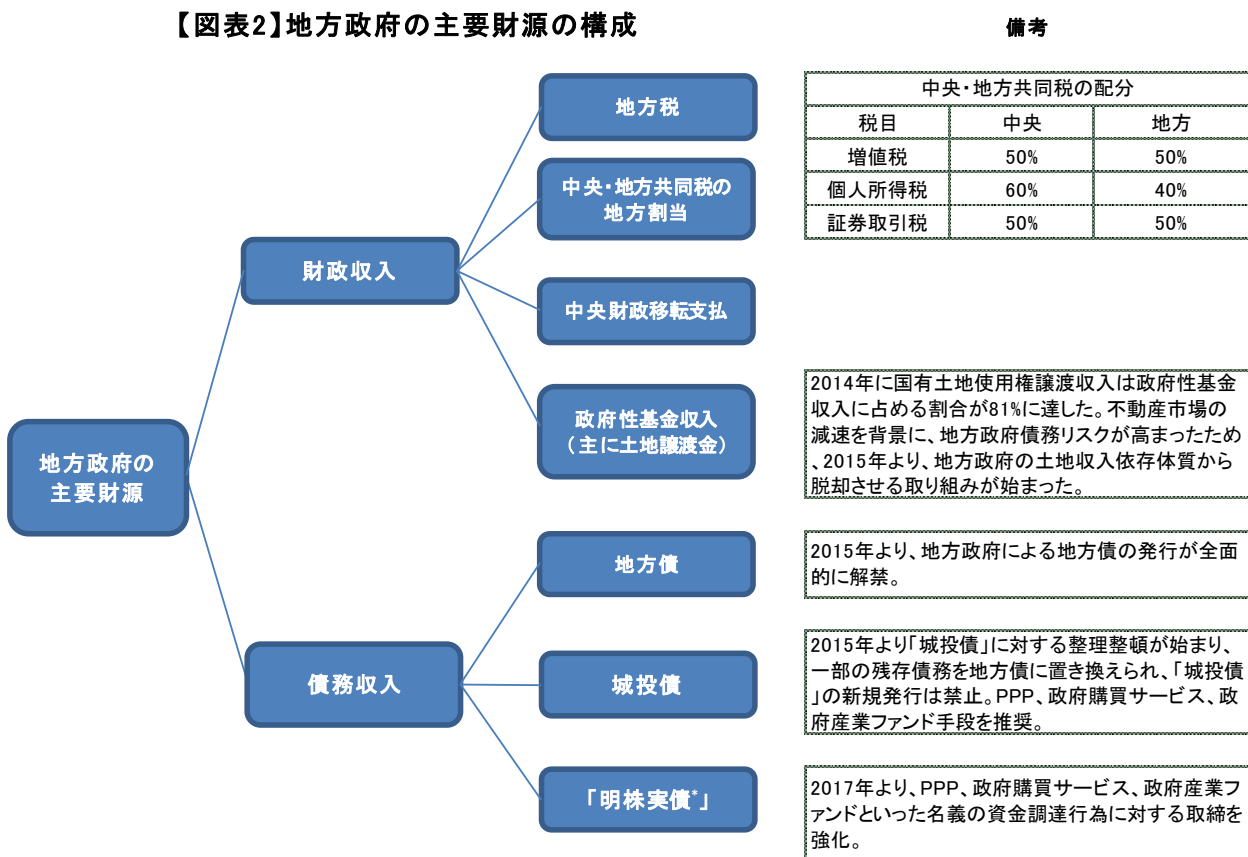
2018年1月、内モンゴルと天津は水増し問題を自ら公開し、経済統計の是正を行った。その影響を受けて天津、内モンゴルの2017年のGDP成長率は全国下位に落ちた。遼寧は国家会計審査署の指摘を受けてから是正に踏み切ったのに対し、天津と内モンゴルは経済成長率の激減に繋がる恐れをよそに、水増し問題を自ら公開したことが一見不可解に見えるが、その背景にある中国の中央・地方財政の仕組み、地方政府債務問題といった課題を分析すれば、その動機が推測できないものではない。

## II. 地方政府は財源捻出に苦勞する原因

中国の特別な財政税制制度が原因で、「財権(財政収入の支配権)」は中央政府に傾いているのに対し、「事権(公共事業の実行責任)」は地方政府が担う部分は大きいという「財権」と「事権」の歪みが問題視されてきた。「財権」の構成をみると、中央政府と地方政府の一般予算収入はそれぞれ全体の45%、55%を占めている。一方、公共事業の実行に当たって必要とする一般予算支出の構成をみると、中央政府と地方政府はそれぞれ全体の15%、85%を占めている。中央政府と地方政府の間における「財権」と「事権」のミスマッチは地方政府の財源捻出に困難をもたらす根本的な原因と考えられる。

この状況下では、地方政府が公共事業を行うために、税収のほか、政府性基金を活発に利用するようになり、その中に土地譲渡金収入の規模が最も大きい。さらに、税収や政府性基金収入では賅えない部分が出てくると、地方政府は政府信用によって地方政府プラットフォームを通じて「城投債」で資金調達を行うようになった。このように政府担保付きで調達された資金は地方政府の「債務収入」となり、地方政府の債務負担にもなる。

【図表2】地方政府の主要財源の構成



(出所) 公開資料より当行中国調査室作成

(注\*) 「明株実債」とは、名目で社会資本がエクイティ投資でPPPなどのプロジェクトに参入するが、実際では、政府、または政府が指定した機関が決まった金額で社会資本が保有するエクイティを買い戻すことを約束していること指す。すなわち、名目上では、社会資本によるエクイティ投資であるが、実際では、政府債務に過ぎない。

2008年以降、刺激策としての公共投資拡大を背景に、インフラ建設が全国範囲で大規模に進められていた中、地方政府はインフラ建設に巨大な資金が必要となった。地方政府は土地譲渡金を中心とする政府性基金や「債務収入」に対する依存度が高まりつつある。国家会計審査署の徹底調査によると、地方政府の債務残高(城投債を含む)は2010年末時点の10兆7,000万元から2013年6月末時点の17兆8,909元まで跳ね上がった。

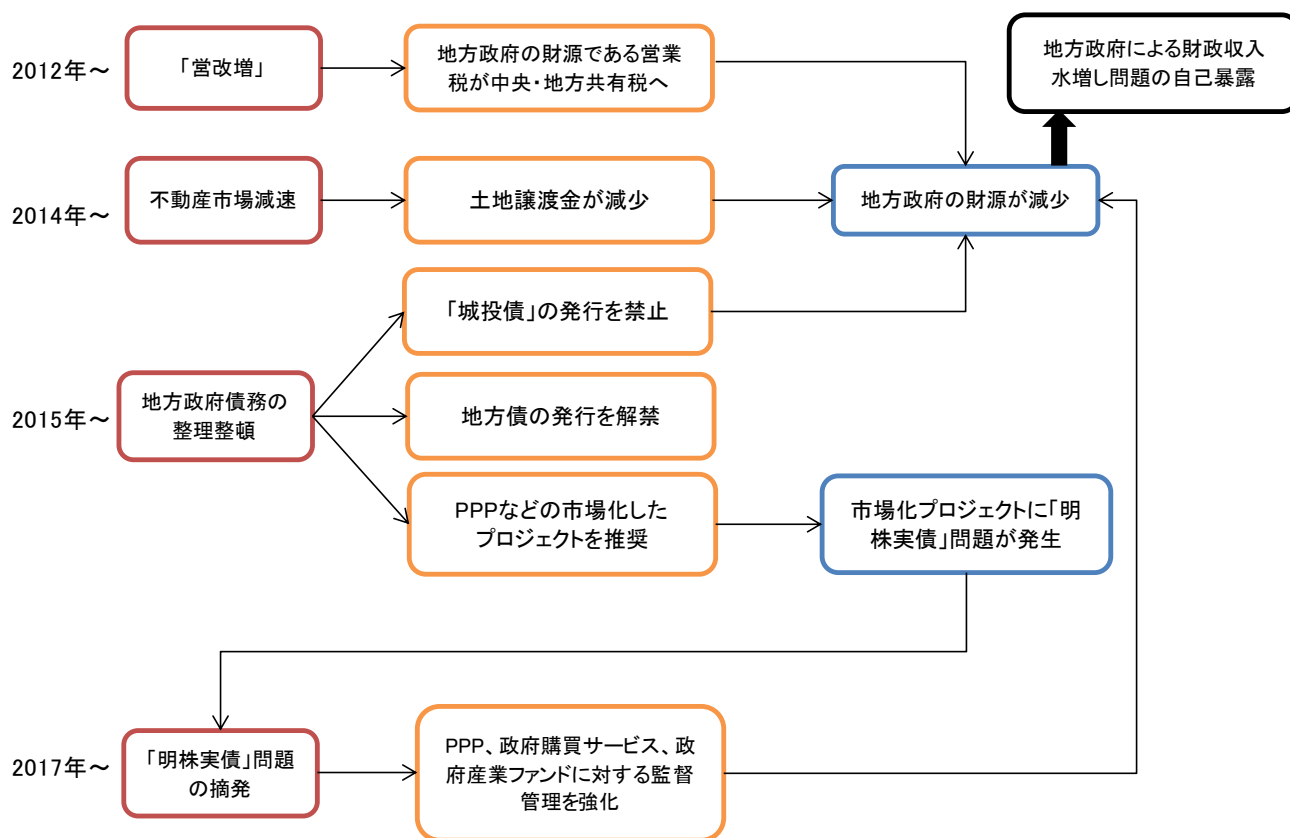


### Ⅲ. 地方政府は「水増し」の自己暴露に追い込まれた経緯

中央政府と地方政府における「財権」と「事権」の歪みを背景に、地方政府は金融危機後の景気刺激策に応じて公共事業を行ってきた結果、多額の債務が積み重なった。地方政府債務リスクを防止するために、地方債の発行を認め、PPPといった新たな公共事業実施のルートを奨励するといった措置が打ち出された。

しかし、財政体制における中央政府と地方政府のアンバランスが是正されない状況下では、地方政府は依然として財源不足に直面し、「明株実債」といった違法起債行為に踏み切ったわけである。2017年には、違法起債問題が顕在化したことに対し、当局は場当たりの取締政策を次々と打ち出して規制強化を行ったが、地方政府の財源不足問題は解決されないままである。財源が次々と塞がれている中、地方政府は財政収入の水増し問題を自ら暴露して財政収支の苦境をアピールすることにより、財源にある最後の「中央財政移転支払」を狙うことも不可解なものでもない。

【図表3】地方政府の財源が減少する経緯



(出所)公開資料より当行中国調査室作成

◆ 「営改増」

営業税は地方税であり、増値税は中央・地方共同税に属する。「営改増」(営業税を増値税に移行)改革は2012年開始され、2016年5月1日より全面移行となった。「営改増」が実施される前に、中央財政の財源トップ3は増値税、企業所得税、消費税であったのに対し、地方財政の財源トップ3は営業税、税以外の収入(政府性基金や中央財政移転など)、増値税であった。「営改増」が実施された後、地方政府は税源の主力であった営業税は中央・地方共同税の増値税に移転され、中央と地方の配分は50%対50%となっており、地方政府の財源はある程度で縮小させられた。

◆ 不動産市場減速

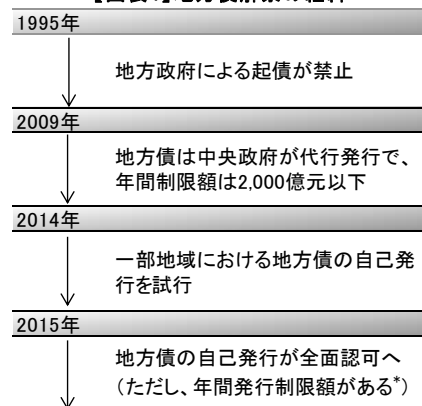
前述のように、地方政府の財源トップ 3 の中で、政府性基金収入を中心とする非税収入がある。政府性基金収入の中で、土地譲渡収入が占める割合が圧倒的に高い。国有土地譲渡収入対地方政府一般予算収入の比率をみると、ピークだった 2010 年には、その比率が 69.4%に達した。その後、同比率が 50%~60%範囲で推移しており、地方政府財政の土地依存度体質が問題視されるようになった。2014 年より、不動産市場の抑制策の影響で土地成約件数と金額が連続で減少し、土地売却収入も下落し始め、地方政府の財務収入に大きな影響を及ぼした。

◆ 地方政府債務の整理整頓

「債務収入」の主な借入先であるシャドーバンキング<sup>2</sup>の急成長が金融市場リスクに繋がると懸念され、2014 年にシャドーバンキングに対する整理整頓も始まった。その影響を受けて、地方政府は従来の資金調達ルートは大幅に縮小され、既存債務の返済問題も顕在化しつつあった。

一方、地方政府債務リスクの急速な拡大が中央政府の警戒を呼び、2014 年より地方政府債務問題の解決に対する取り組みが始まった。2015 年より、地方政府による地方債の発行が認められるようになり、その中、既存の短期間・高利率の債務(「城投債」など)を長期間・低利率の地方債に置き換えるという「置換債券」が含まれる。この措置によって地方政府の債務管理の透明化・規範化を図った。

【図表4】地方債解禁の経緯



(出所) 公開資料より当行中国調査室作成

(注\*) 全国人民代表大会で地方政府債務の年間制限額を審議・決定。

◆ 「明株実債」問題の摘発

地方政府債務の整理整頓が推進されるのと同時に、地方政府の公共事業の実施にあたり、起債の代わりに、社会資本の参入を促進するための PPP(政府と社会資本協力プロジェクト)が推奨されるようになった。そのほかに、地方政府は政府購買サービス、政府産業ファンドといったプロジェクトを始めた。ただし、その中の一部プロジェクトは「表向きはエクイティ・ファイナンス、事実上はデット・ファイナンス」(中国語は「明株実債」)であるため、地方政府債務の事実上の債務規模は拡大し続けている。前述した国家会計審査署が摘発した江西、陝西、甘肅、湖南、海南といった 5 省における違法債務発行行為は、地方政府が財政収入で株式を買い戻すという「承諾書」を借入先に提供することで資金調達する行為であり、「明株実債」の一例である。

2017 年より、PPP に対する監督管理がより厳格化される動きが見られる<sup>3</sup>。また、2017 年 6 月に、政府購買サービスの名義による資金調達に対する禁止令も打ち出された。このように、地方債務リスクを警戒する背景においては、地方政府の資金調達ルートは次々と規範化され、債務性収入による資金調達の難易度が高くなっている。

天津や内モンゴルが水増しを暴露してまで財源を得ようとする行動から、地方政府の財源捻出のプレッシャーの深刻さが垣間見える。この意味で、地方政府の「水増し暴露」は中国財政体制の問題を極端な形であらわした現象としてとらえることもできる。これをきっかけに、財政体制改革の加速を逆に促進する効果が期待される。

近年では、地方債の解禁や市場化したプロジェクトの奨励などのような様々な措置が行われ、偽 PPP といった新たな問題がありつつも、一定の効果を挙げたのも事実である。財政部の統計によると、2017 年 12 月末時点で、中国地方政府債務残高は 16 兆 4,706 億元に達し、全国人民代表大会で決定された予算の範囲内に

<sup>2</sup> 詳細は経済週報第352号 ([https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20170616\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20170616_001.pdf)) をご参考ください。

<sup>3</sup> 詳細は経済週報第378号 ([https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20171220\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20171220_001.pdf)) をご参考ください。

収まった。その中、地方政府債券残高は14兆7,448億元で、地方政府債務全体に占める割合が89.5%に達した。2014年8月の「予算法」改定を発端に、地方政府置換債券の発行等の措置で地方政府債務管理が強化され、地方政府債務の透明性が大幅に高まったといえる。2017年、財政部が関連部署とともに、土地備蓄特別債券、公的有料道路特別債券の発行パイロットを合同で推進し、プロジェクトの収益と融資の間におけるバランスを取らせ、米国地方債を参考に、中国版公共市政債の試みを始めており、地方債の規範化が進んでいる。

財政体制の健全化に向けて、すでに発生した違法起債行為の摘発や債務リスクの防止といった応急政策だけでなく、長期的かつ健全な管理体制を設立し、財政体制、行政体制、金融体制といった面における改革を加速する必要がある。中国財科院の「政府投融资報告 2017」には、中央政府と地方政府の間における「財権」と「事権」の歪みを是正し、地方政府による過度な債務発行のプレッシャーを緩和させることが解決案の1つとして提起された。たとえば、地方政府の「事権」の一部を中央政府にシフトするなどが検討されている模様。その上に、地方政府官僚に対する業績評価体制に、社会経済成果・業績運営コスト・債務リスク水準という総合的な基準を取り入れることも有効だと見られる。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 于瑛琪

## 君合の中国法コラム

### サプライヤーの環境問題がサプライチェーンにもたらす法的リスクについて

中国では、大気(例えばPM2.5)、水、土壌等の環境問題が深刻化していることから、2015年以降、改正環境保護法をはじめとする法整備が急ピッチで進んでいるだけでなく、実務においても、工場閉鎖、一時的な操業停止、制裁金を命じられるケースが急増しており、環境規制に関する取り締まりが強化されている。このような動きの中で、サプライヤーの環境問題がサプライチェーン全体に影響を及ぼすケースが続出している。本文では、具体的な事例を紹介しつつ、環境問題がサプライチェーンに与える法的リスクを分析し、企業側の対応策について検討を行う。

#### I. 関連事例及び分析

事例1. メディアの報道によると、2017年、独大手精密部品メーカー(シェフラー)の下請け工場(上海市)が環境規制違反で中国当局から操業停止を命じられたことにより、シェフラーの部品の製造ができなくなり、このことがGM、フォルクスワーゲンの自動車生産に影響を及ぼしたケース。

事例2. 2017年、A社(江蘇省)のサプライヤー(河北省)は、現地政府が大気汚染(PM2.5)削減キャンペーンを実施し、当該サプライヤーを含む現地に所在する工場に対して生産の一時的停止を一斉に命じたことから、生産の一時停止を余儀なくされた。当該サプライヤーは普段の生産において排ガス規制等の環境規制に違反していなかったが、キャンペーン期間中の3日間、生産の一時停止を命じられた。その結果、サプライヤーからA社への供給が一時的に滞り、その煽りを受けて、A社からお客様への納品も遅延するという事態が発生した。

#### 1. サプライヤーに対する損害賠償請求

##### (1) サプライヤーが「不可抗力」を理由に免責を主張することは可能か否か

不可抗力とは、外部から生じた障害により、通常必要と認められる注意や予防方法を講じたとしても、損害を防止できないことを指す。中国の法律では、不可抗力を事由に、契約解除をすることができ、また違約責任を免れることができる。また、中国の契約法には、不可抗力のほかにも、契約締結後に当事者の責めに帰することのできない事由により状況の変化が生じた場合には、締結時に定めた契約内容を忠実に履行するよう当事者に強制することは著しく不公平であるため、契約内容の変更や契約解除を認めるという「事情変更の原則」があるが、実務上、適用されるのは稀であるため、本稿ではこれについての議論は割愛する。

事例1において、サプライヤーが政府に操業停止を命じられたのは、自身が環境保護法令に違反したことが原因であるため、サプライヤーが不可抗力を理由に免責を主張したとしても、裁判所はこれを認めないと考えられる。なぜならば、本来企業には法令遵守の義務があり、法令に違反して生産行為を継続したことは当然ながら「予見することも、回避することも、克服することもできない」という不可抗力の要件に該当しないからである。

事例2について、現地政府の命令の法的根拠は、「県級以上の地方政府は、大気の重度汚染に係る警報レベルに基づいて、適時に応急措置を発動し、必要に応じて関連企業に対して生産停止または生産制限を命じることができる」という法律(2015年改正「大気汚染防止法」第96条)である。したがって、事例2においてサプライヤーは環境管理において落ち度はないが、当該サプライヤーとA社との取引契約は「大気汚染防止法」改正後に締結しており、サプライヤーは重度大気汚染の状況に応じて政府から生産の停止を命じられる



可能性をある程度予見できたことから、裁判所が不可抗力に該当しないと判断する可能性が高いと考える。

## (2) サプライヤーに対する違約責任の追及

サプライヤーの納品遅延について、サプライヤーに対して契約違反責任を追及する場合には、基本的にサプライヤーとの取引契約に基づいて損害賠償責任を追及することになる。契約の文言によっては、必ずしもすべての損失または要した費用(例えばサプライヤーの納品遅延より発生した自らの顧客への納品遅延が原因で顧客から請求された損害賠償、弁護士費用、代替品の調達に要した追加コスト等)をサプライヤーに請求できるとは限らない。

## 2. 自らの顧客に対して負う契約違反責任

中国の「契約法」によると、第三者の過失により契約違反行為が発生した場合であっても、契約の当事者は依然として相手に対して違約責任を負わなければならない。サプライヤー→中間企業→顧客というサプライチェーンにおいて、事例1と事例2に示した通り、サプライヤー側は不可抗力を理由として契約違反責任を免れることができないため、中間企業もサプライヤーに起因する納期遅延を理由として顧客からの損害賠償請求に対抗することはできず、依然として顧客に対して契約違反責任を負う必要がある。

## II. 対応に関する検討

最近、環境問題の摘発によりサプライチェーンに影響が及ぶケースが頻発している。このような事態に陥らないよう、まずはビジネスにおいて、単一のサプライヤーに頼ることを避けるのは勿論のこと、法的観点から、企業側は以下の対応策を検討することが望ましい。

### 1. 契約内容の見直し

契約更新等のタイミングで、サプライヤー及び顧客との契約内容を見直し、場合によっては違約金の計算方法、損害賠償の責任範囲等を明確にする。また、サプライヤーとの取引契約に、工場の環境監査を行う権利を追加することも検討することが望ましい。

### 2. サプライチェーンに対する調査と評価

#### (1) 全面的な調査

アンケート等を通じてサプライヤーの環境面のコンプライアンスに関する調査を行い、調査結果に基づいてサプライヤーの格付けを行う。当該調査アンケートの質問項目については、環境関連法令及び実務上の最新の政府の要求事項を網羅できるよう、外部の専門家(例えば環境コンサルタント、弁護士等)と連携して作成することが望ましい。

#### (2) 追加調査

格付けの結果により環境管理面に高いリスクが存在すると判断したサプライヤーについては、書類審査または現場でのヒアリングなどの方式で更なる調査を行う必要がある。このような追加調査を行うことにより、ハイリスクなサプライヤーの環境面における問題点を洗い出すとともに、当局の摘発により供給が滞った場合のリスク評価と緊急措置の検討を行う。

#### (3) 定期的な情報の更新

近年、環境保護分野の法令、実務における政府からの環境関連の要求事項は絶えず変化している。このため、社内の環境管理部門は定期的に最新の法令情報を更新することはもちろん、主要なサプライヤーの社内環境管理制度、所在地政府の環境規制措置(例えばPM2.5に関する臨時措置、企業移転に関する政府

命令の有無等)についても定期的に情報を収集し、管理を行うことが望ましい。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

#### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所に移籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



## 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年1月)

■ ニュースフォーカス(2018年第3号)

広東自貿区 外貨管理改革試行における実施細則を発表

[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/678\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/678_ext_02_0.pdf)

香港支店業務開発室

■ BTMU 中国月報 第143号(2018年1月)

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jblee83f68H3cd64cd3Iid0jblegapgd0>

国際業務部

■ BTMU CHINA WEEKLY 2018/1/31

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/418013101.pdf>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214